

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員報酬規程

平成 24 年 4 月 1 日

規 程 第 2 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第 2 条 役員報酬は、次の各号に定めるところにより支給する。

(1) 常勤役員 基本報酬、通勤手当及び賞与

(2) 非常勤役員 非常勤役員手当

2 前項の規定にかかわらず、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「職員」という。）が役員を兼ねるときは、第 4 条第 3 項の規定によるほか、役員報酬については支給しない。

(報酬の支給日)

第 3 条 常勤役員の報酬の支給日は、給与規程第 4 条の例に準じる。

2 非常勤役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター非常勤職員就業規則第 2 8 条の例に準じる。

(基本報酬)

第 4 条 常勤役員の基本報酬の月額、次の各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に定める額の範囲内で理事会において定める額とする。

(1) 理事長 808,000 円

(2) 副理事長 647,000 円

(3) 理事 566,000 円

2 理事会は、常勤役員の職務経験、実績及び職務の困難度その他の要素を総合的に勘案して、必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる役員区分に応じて、当該各号に定める額に 100 分の 120 を乗じて得た額の範囲内において当該役員の基本報酬の月額を定めることができるものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額は、次の各号に定める額とする。

(1) 理事長 給与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額

(2) 副理事長 給与規程に基づき職員が受けるべき給料の月額に 100 分の 5 を乗じて得た額

(通勤手当)

第5条 常勤役員の通勤手当の額及び支給に関しては、職員の例による。

(賞与)

第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に退職し、又は死亡した場合も同様とする。

2 賞与の額は、それぞれの基準日現在(退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在)において当該役員が受けるべき基本報酬の月額に100分の120を乗じて得た額に、6月に支給する場合には100分の187.5、12月に支給する場合には100分の202.5を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6ヶ月 100分の100

(2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80

(3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

(4) 3ヶ月未満 100分の30

3 前項に規定する賞与の額について、理事長は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の10の範囲内で、これを増額し又は減額することができるものとする。

4 基準日以前6ヶ月以内の期間における次の各号に掲げる期間は、第2項の在職期間に算入する。

(1) 職員が役員となるため地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員退職手当規程に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の職員としての在職期間

(2) 三重県職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため三重県職員退職手当支給条例(昭和29年三重県条例第61号)に基づく退職手当を支給されることなく退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の三重県職員としての在職期間

5 基準日前1ヶ月以内に役員を退職し、かつ、引き続いて職員となった場合又は三重県職員に復帰した場合には、第1項後段の規定にかかわらず、賞与は支給しない。

6 第1項から第3項までの規定にかかわらず、役員が懲戒処分相当の行為をしたとき又は職員の不祥事等において役員の監督責任を問うべきものと理事会が判断した場合には、賞与の全部又は一部を支給しないことができる。

7 前項に規定するもののほか、賞与の不支給、一時差止処分その他賞与の支給に関しては、職員の例による。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの基本報酬を支給する。

- 3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの基本報酬を支給する。
- 4 第1項及び第2項の規定により基本報酬を支給する場合における日割計算の方法については、職員の例による。

(非常勤役員手当)

第8条 非常勤役員手当は、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事 日額30,000円
- (2) 監事 日額30,000円

2 非常勤役員の通勤に要する費用の相当額は費用弁償とし、地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員旅費規程の例に準じて支給する。

(報酬の支払方法)

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込の方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令等に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合は、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(端数の処理)

第10条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、給与規程の例によるほか、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 職員が理事長又は副理事長を兼務する場合の基本報酬の月額については、この規程の施行の日から当分の間、第4条第3項の規定に基づく基本報酬を支給しないものとする。

地方独立行政法人三重県立総合医療センター役員退職手当規程

平成 24 年 4 月 1 日

規 程 第 2 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）の役員（非常勤の役員を除く。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、役員が退職し、又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員（地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する常勤職員をいう。）を兼務する役員には、この規程による退職手当は支給しない。

(退職手当の支払)

第 3 条 退職手当は、法令に定めのある場合を除き、その全額を、通貨で、直接前条第 1 項に規定する者に支払う。ただし、同項に規定する者の同意を得た場合又は同項に規定する者からの申出のある場合には、同項に規定する者が指定する金融機関等の口座に振込みを行う方法により支払うことができる。

2 前項の退職手当の支払は、役員が退職し、又は解任された日が属する事業年度に係る地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う法人の業績評価の結果について評価委員会から通知のあった日から起算して 1 月以内に行う。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(退職手当の額)

第 4 条 退職手当の額は、役員としての在職期間 1 ヶ月につき、退職した日におけるその者の基本報酬の月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額とする。

2 理事長は、評価委員会が行う法人の業績評価の結果及び当該役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案し、前項に規定する退職手当の額の 100 分の 10 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

(在職期間の計算)

第 5 条 役員としての在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1 月に満たない端数を生じたときは 1 月と計算する。

(職員から引き続いて役員となる場合の特例)

第 6 条 職員が、役員となるため地方独立行政法人三重県立総合医療センター職員退職手当規程（以下「職員退職手当規程」という。）に基づく退職手当を支給されることなく退職し、

かつ、引き続いて役員となった場合における第4条第1項にいう役員としての引き続いた在職期間には、その者の職員としての在職期間を含むものとする。

- 2 前項の規定に該当する役員が退職し又は解任され、かつ、引き続いて職員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 3 第1項の規定に該当する役員のうち、前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額は、第4条各項の規定にかかわらず、第1項の役員としての引き続いた在職期間を職員退職手当規程第16条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなして同規程を準用して得た額とする。

(三重県職員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当に係る特例)

第7条 役員のうち、理事長の要請に応じ、引き続いて三重県職員(三重県職員退職手当支給条例(昭和29年三重県条例第61号。以下「退職手当条例」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ引き続き三重県職員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 三重県職員が、三重県知事(以下「知事」という。)の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の三重県職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて三重県職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて三重県職員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 第2項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第4条各項の規定にかかわらず、当該退職の日に三重県職員に復帰し三重県職員として退職したと仮定した場合の、第2項の役員としての在職期間(三重県職員として引き続いた在職期間を含む。)を退職手当条例第7条に規定する勤続期間とみなし同条例の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、当該役員が役員となるため三重県職員を退職した日における三重県職員としての給料の月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、別に定める。

(再任等の場合の取扱い)

第8条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときの在職期間については引き継がないものとし、それぞれの任期ごとに退職手当を支給するものとする。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前2条に規定する役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、在職期間を引き継ぐものとし、この規程による退職手当は支給しない。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(退職手当の支給制限)

第9条 退職手当は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項第2号の規定により解任された役員には支給しない。

2 前項の規定は、第6条又は第7条の規定が適用される役員については適用しない。

(退職手当の返納等の取扱い)

第10条 退職手当の返納等については、職員退職手当規程第20条から第22条までの規定を準用する。

(遺族の範囲及び順位等)

第11条 第2条に規定する遺族の範囲及びこれらの者が退職手当を受ける順位等については、職員退職手当規程第3条の規定を準用する。この場合において、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第12条 この規程の定めるところにより算出した退職手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、役員の退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。